

4 附属機関一覧

名 称	設置目的等	根拠法令等	委員構成等	庶務担当課
新潟県中小企業調停審議会	商工組合の組合協約、事業協同組合の団体協約等及び分野調整に関する事項を調査審議する。	附属機関設置条例第2条第1項	会長 1名 委員 6名	地域産業振興課
新潟県大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境保持に関する重要事項について知事の諮問に応じ、調査審議する。	附属機関設置条例第2条第1項	学識経験者 9名	地域産業振興課
新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会	にぎわいのあるまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議するとともに、必要な事項について建議する。	新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例第25条第1項	学識経験者 7名	地域産業振興課
新潟県技術振興委員会	県民に寄与する顕著な発明、発見その他技術の改良を顕彰し、新潟県技術賞を授与するため、必要な事項について審査する。	新潟県技術振興条例第4条	学識経験者 6名	地域産業振興課
新潟県農村地域産業導入促進審議会	農業と産業との均衡ある発展を図るとともに雇用構造の高度化に資するため農村地域への産業の導入計画について審議する。	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第14条	学識経験者 } 市町村長 } 25名以内 行政機関 }	産業立地課
新潟県労働審議会	労働施策の樹立及び実施等について調査審議し、知事の諮問に応じ又はこれらに関し必要と認める事項を知事に建議する。	附属機関設置条例第2条第1項	労働者委員、使用者委員、公益委員 各5名以内	しごと定住促進課
新潟県職業能力開発審議会	職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議する。	職業能力開発審議会条例第1条	労働者代表、事業主代表、学識経験者 各5名	雇用能力開発課